

# 支払基金長野支部 審査委員は前回同様84名 名簿は氏名のみ公開の形で9名が交代

社会保険診療報酬支払基金長野支部の84名の委員名簿が公開された。前回(以下で「長野支部」と略)でレセプトの審査を行う2年任期の審査委員会

## 長野県社会保険診療報酬請求書審査委員名簿-敬称略-

平成25年6月1日現在 [任期:平成27年5月31日まで]

氏名	参考			氏名	参考			氏名	参考		
	科	期	従事地		科	期	従事地		科	期	従事地
青木寛幸	整	5	塩尻市 診療所	小林睦博	内	5	飯田市 病院	藤井尚文	外	5	長野市 診療所
新川一雄	小	2	長野市 診療所	小林ゆかり	薬	2	小諸市 薬局	藤澤裕子	薬	2	伊那市 薬局
池田三知代	内	1	長野市 診療所	塩崎文博	内	5	松本市 診療所	坂谷卓男	眼	5	長野市 病院
石曾根新八	外	4	松本市 病院	塩原正明	小	2	安曇野市 病院	堀豊政	歯	5	松本市 診療所
伊藤正明	歯	2	松川村 診療所	清水一輝	内	5	飯山市 診療所	松澤賢治	内	2	上田市 病院
井上敦	内	5	木曾町 病院	菅生元康	産	5	長野市 病院	松下啓二	外	4	安曇野市 病院
岩澤幹直	外	5	長野市 病院	菅沼香	歯	1	駒ヶ根市 診療所	三浦秀輔	産	4	上田市 診療所
岩垂裕	薬	2	松本市 薬局	鈴木健司	歯	1	木曾町 診療所	三浦宜久	内	5	喬木村 診療所
上田典胤	産	5	伊那市 病院	鈴木正	外	4	下諏訪町 診療所	溝口圭一	内	2	下諏訪町 診療所
大澤道彦	脳	5	上田市 病院	田内克典	皮	2	松本市 病院	向山茂雄	内	4	岡谷市 診療所
大鹿和完	歯	4	飯田市 診療所	高木啓倫	内	4	小諸市 病院	宗像康博	外	4	長野市 病院
大滝祐吉	歯	5	岡谷市 診療所	高橋武久	精	2	長野市 病院	森浩二	内	1	上田市 病院
太田康晴	内	2	長野市 診療所	滝澤賢生	歯	5	上田市 診療所	森山聡	内	1	飯山市 診療所
大橋東二郎	外	5	長野市 病院	武居彰	皮	1	長野市 診療所	矢澤卓	内	2	飯田市 診療所
大橋昌彦	外	2	諏訪市 病院	武市耕	内	2	坂城町 診療所	柳野公則	整	4	飯田市 診療所
大町桂子	内	5	長野市 診療所	竹村隆広	心外	2	佐久市 病院	柳原光國	整	5	長野市 診療所
大和真史	内	1	諏訪市 病院	多田剛	脳	5	松本市 大学	山口裕通	外	2	長野市 診療所
岡田啓治	内	3	長野市 診療所	出浦喜丈	内	5	佐久市 (病院)	山崎一郎	歯	1	松本市 診療所
春日好雄	外	2	長野市 病院	長崎正明	内	5	駒ヶ根市 病院	横田耕二	耳	5	松本市 診療所
金物壽久	整	4	長野市 病院	中島武志	精	4	松本市 病院	横林敏夫	歯	5	長野市 病院
川合博	小	4	伊那市 病院	中村潔	外	5	長野市 診療所	吉江崇宏	内	4	諏訪市 診療所
木内俊男	歯	2	佐久市 診療所	野口修	内	5	長野市 (病院)	吉岡二郎	内	2	長野市 病院
北側恵史	整	5	小諸市 病院	野中隆久	眼	5	安曇野市 診療所	吉澤要	内	5	上田市 病院
栗田浩	歯	1	松本市 大学	野村康	耳	2	長野市 病院	依田弘史	内	5	上田市 診療所
小池ゆり子	内	5	長野市 診療所	橋本正紀	歯	4	須坂市 診療所	若林庸生	歯	5	千曲市 診療所
高野次郎	内	4	中野市 診療所	原山修	小	5	長野市 診療所	若林透	内	3	松川村 診療所
小林武郎	内	3	松本市 診療所	樋口誠	内	2	松本市 大学	和食正久	泌	2	長野市 病院
小林敏生	内	5	須坂市 診療所	平林辰夫	歯	3	諏訪市 診療所	渡辺栄一	歯	3	長野市 診療所

「氏名」は、社会保険診療報酬支払基金長野支部が「氏名」のみ50音順で公表の「審査委員名簿」による。順番はその通り。なお、氏名のところで姓の1文字を厚労省の「医師等資格確認検索」で表示されるものに本紙が直して掲載した。  
「参考」の「科」は、科を掲載の09年6月の名簿を元に、その後は「長野県医療名鑑」や「病院ホームページ」等を参考にした。  
「参考」の「期」は、18年ぶりに名簿公表の05年を起点に便宜上、「何期目」かを示したもので、5には、5期以上も含む。1が「新任」。  
「参考」の「従事地」は、「長野県医療名鑑」や「医師会・歯科医師会ホームページ」や「病院ホームページ」等を参照した。括弧内の2人は前回の元職。

**社会保険診療報酬支払基金法**  
第16条 基金は、前条第1項第3号及び第4号、第2項並びに第3項の審査(厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を除く。)を行うため、従たる事務所ごとに、審査委員会を設けるものとする。  
2 審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、定款の定めるところにより、それぞれ同数を幹事長が委嘱する。  
3 前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦により行われなければならない。

### 審査委員会の構成(84名の内訳)

区分	23年度				計
	診療担当者	保険者	学識経験者	計	
医科	22	22	22	66	66
歯科	5	5	5	15	15
調剤	1	1	1	3	3
計	28	28	28	84	84

23年度は支払基金長野支部の「事業概況」より

い。名簿は下に掲載の通り。名簿での参考部分は本紙による。「期」は注に記したように非公開18年の制約から便宜的なもの。審査委員は支部長2より委嘱の形で任期は27年5月末日まで。前回23年度、長野支部では委員1名の委嘱が遅れたため本紙では1月遅れの7月1日現在名簿で紹介した。その名簿に対して退任が9名(医科5名、歯科4名)、新任が9名(医科5名、歯科4名)になっている。前回17名交

代と大幅な入れ替わりのあった医科が落ち着いた。歯科の新任は前回より1名多い。前回からの調剤の薬剤師は変化なしだった。「参考」の「期」を見ると5期目(5期以上も含む)が33人、4期目は15人、3期目が5人、2期目が22人。09年のみ「氏名」「3者構成の代表区分」「科」を含めての公開と開示内容が大きく前進したが、05年、07年、11年、そして今回と「氏名のみ50音順」の形での公開だった。基金本部の規定通りの情報提供(公開)と説明されている。  
1 2005年6月、基金が「審査委員会名簿情報提供依頼書」の書式を整え、同依頼書を提出すれば依頼者に公開するようになった。  
2 基金では定款変更で平成22年6月より従たる事務所の名称を「長野県社会保険診療報酬支払基金」から「社会保険診療報酬支払基金 支部」へ変更、幹事長の呼称を「支部長」と定義運用している。

**こどもの医療費助成の対象拡大が進む**  
**入院外来とも中卒まで74市町村**

県健康福祉政策課医療福祉係が平成25年4月1日現在の乳幼児等の福祉医療の市町村実施状況をまとめた。県の福祉医療費給付事業は、乳幼児等、障害者、母子家庭の母子、父子家庭の父子に対して市町村が行う医療費の自己負担分への助成費用の1/2を補助金として交付するもの。このうち、乳幼児等については、入院を小学校3年生まで、通院を小学校就学前まで所得制限なしで助成している。しかし、乳幼児等の医療費助成制度では、県基準の入院で小学校3年、通院で小学校就学前の基準のまま実施している市町村はなく、各市町村の独自助成により中学校卒業、18歳到達後の3月31日までといった対象年齢拡大に取り組んでいる市町村が多い。

今年度は、佐久市、小諸市が小6までだった入院・外来を中学校卒業までに、松本市、中野市、駒ヶ根市が小3まで

としていた外来を中学卒業まで対象とした。これにより、新たに5市が入院・外来とも中学校卒業までに対象を拡大した。長野市は小3までだった入院・外来を小6まで対象拡大したが、昨年度まで実施していた入院時食事療養にかかる患者負担額の1/2助成は廃止した。また、外来では中学校就学以降に所得制限を設けていた御代田町が所得制限を撤廃している。

この結果、入院・外来ともに所得制限なしで中学校卒業までを対象とする市町村は74市町村(96.1%)、入院については長野市以外の76市町村(98.7%)となり、県の対象年齢である入院は小3まで、外来は小学校就学前までといった基準は市町村の実施状況にそぐわない形となっている。また、県の年齢別・市町村

別人口データを元に、中学生人口(4月1日現在で12~14歳の人口約63000人)で見ると、入院では約82%(同約52000人)、外来で約78%(同約49000人)が助成を実施している市町村在住であった。概ね8割の中学生が医療費助成を受けられる現状を踏まえて、県としての対象拡大が望まれる。

一方で、18歳到達後の3月31日までを助成対象とする自治体は、前年度の27町村から8町村が増加して35町村となり全

市町村の45.5%となった。新たに対象としたのは辰野町、箕輪町、南箕輪村、根羽村、天龍村、南木曾町、大桑村、白馬村。ただし、辰野町、箕輪町、南箕輪村の3町村は対象年齢の拡大に伴い、これまで300円に据え置いていた受給者負担金を県規定の500円へと引き上げを行っている。

なお、障害者や母子、父子等の助成状況は協会のホームページを参照。

### 乳幼児等医療費給付制度の市町村実施状況 平成25年4月1日現在(県担当課資料を改編)

対象年齢	所得制限	市町村数				該当市町村				
		市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
入院	外来					(県制度と同じ)				
小3まで	小学校就学前	所得制限なし								
小6まで	小6まで	1			1	長野市				
中学校卒業まで	小6まで	1	1		2	伊那市	坂城町			
	中学校卒業まで	17	10	11	38	上田市	飯田市	駒ヶ根市	松本市	岡谷市
小計		18	11	11	40	大田市	飯山市	塩尻市	須坂市	諏訪市
18歳到達月まで	18歳到達月まで	所得制限なし								
18歳到達後の3/31まで	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし				12	23	35	山ノ内町	小布施町
	18歳到達後の3/31まで					小海町	川上村	南相木村	(小学校就学~食費助成なし)	(小学校就学~食費助成なし)
合計		19	23	35	77	原村	辰野町	箕輪町	高山村	
						飯島町	南箕輪村	中川村		
						松川町	阿智村	平谷村		
						根羽村	下條村	売木村		
						天龍村	喬木村	豊丘村		
						大鹿村	木曾町	上松町		
						南木曾町	木祖村	大桑村		
						筑北村	生坂村	松川村		
						白馬村	小川村			

「食費」は入院時食事療養費及び入院時生活療養費のこと。アンダーラインは昨年度(24年4/1)から変更のあった市町村。原村は受給者負担金なし。その他の市町村の受給者負担金は「受給者負担のある76市町村」の表参照